◎新潟県告示第818号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第１項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成28年７月19日

新潟県知事　　泉　田　裕　彦

名　　称	所　　在　　地	辞退年月日
山崎医院	阿賀野市山口町１丁目１番15号	平成28年３月31日
なかじま歯科クリニック	長岡市西宮内２－33	平成28年５月１日